様式16（第２条第３項関係）

第１表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別収入、通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類）

発信・着信の別

事業者名

距離段階	収入	通信回数 （１）	通信量 （２）	平均通信量 （２）÷（１）
合計				

注１　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

２　ＩＰ電話については、国内電気通信役務であるものについて記載すること。

３　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、ＩＰ電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とする。

４　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

５　加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区分ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

６　距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

７　ＩＰ電話については、「収入」の欄は記載しないこと。

８　通信量については、時間によつて記載すること。

９　「収入」、「通信回数」及び「通信量」の各欄は、千を単位として記載すること。この場合において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは少数点以下第３位までの数値を記載すること。

10　「平均通信量」の欄には、少数点以下第１位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

11　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

12　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

13　「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること

14　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務通信量等状況報告
通信量区分別通信回数

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類）

発信・着信の別

事業者名

通信量区分										合計
通信回数										

注１　国内電気通信役務であって、自らが料金を定めるものについて記載すること。
２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。
３　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。
４　他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、自らの電気通信設備のみを用いて供する通信と別葉とすること。
５　加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区分ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
６　通信量の区分は、最初３分まで10秒ごと、３分から６分まで30秒ごと、６分から10分まで１分ごと、10分を超える場合は10分超過分の累計とすること。
７　「通信回数」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは少数点以下第３位までの数値を記載すること。
８　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合、その旨を注記すること。
９　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第３表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別時間帯別通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類

発信・着信の別

通信回数・通信量の別

事業者名

時間帯／距離段階	0～1時	1～2時	2～3時	3～4時	4～5時	5～6時	6～7時	7～8時	8～9時	9～10時	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	17～18時	18～19時	19～20時	20～21時	21～22時	22～23時	23～24時	合計
合計																									

注１　国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。
２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。
３　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。
４　通信回数及び通信量のそれぞれについて別葉に記載すること。
５　加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区分ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
６　距離段階は、契約約款等に定める区分によること。
７　通信量については、時間によつて記載すること。
８　「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは少数点以下第３位までの数値を記載すること。
９　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
10　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
11　「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
12　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第４表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類）

発信・着信の別

通信回数・通信量の別

事業者名

都道府県（着信）／都道府県（発信）						合計
合計						

注１　国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。
２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。
３　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。
４　他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する都道府県間の通信として記載すること。
５　通信回数及び通信量のそれぞれについて別葉に記載すること。
６　加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区分ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
７　通信量については、時間によつて記載すること。
８　「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは千未満のときは少数点以下第３位までの数値を記載すること。
９　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
10　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
11　「都道府県」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
12　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第５表

電気通信役務通信量等状況報告
単位料金区域間別通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類

発信単位料金区域番号

発信単位料金区域名

事業者名

着信単位料金区域番号	着信単位料金区域名	通信回数	通信量
合計			

注１　国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

２　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話ごとに別葉とすること。

３　発信単位料金区域ごとに別葉とすること。

４　他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する単位料金区域間の通信として記載すること。

５　通信量については、時間によつて記載すること。

６　「通信回数」の欄には百を、「通信量」の欄には十を単位として記載すること。この場合において、単位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

７　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

８　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

９　「着信単位料金区域番号」及び「着信単位料金区域名」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。